

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年
計画主体	霧島市

霧島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：農林水産部農政畜産課
所在地：霧島市国分中央三丁目45-1
電話番号：0995—64—0910
FAX番号：0995—64—0944
メールアドレス：nouchiku@city-kirishima.jp

緩衝地帯

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、スズメ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	霧島市内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度) (単位：千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	2,829千円 2.46ha
	豆類(落花生等)	46千円 0.03ha
	飼料作物(イタリアン等)	1,139千円 1.61ha
	野菜(さといも等)	1,109千円 0.38ha
	いも類(さつまいも等)	195千円 0.09ha
	合計	5,318千円 4.55ha
シカ	水稲	829千円 0.72ha
	飼料作物(イタリアン等)	717千円 0.94ha
	野菜(だいこん等)	385千円 0.19ha
	いも類(さつまいも等)	132千円 0.06ha
	合計	2,063千円 1.90ha
サル	果樹(小みかん等)	36千円 0.03ha
	野菜(なす等)	94千円 0.04ha
	合計	130千円 0.07ha
タヌキ	野菜(さといも等)	2千円 0.00ha
	いも類(さつまいも)	5千円 0.00ha
	合計	7千円 0.00ha
アナグマ	果樹(くり)	5千円 0.01ha
	飼料作物(とうもろこし)	3千円 0.00ha
	野菜(さといも)	45千円 0.02ha
	いも類(さつまいも等)	16千円 0.01ha
	合計	69千円 0.03ha
アライグマ	—	—
ノウサギ	—	—
カラス	果樹(ぶどう等)	465千円 0.06ha

	野菜（はくさい等）	30 千円	0.02ha
	合計	495 千円	0.08ha
ヒヨドリ	野菜（キャベツ）	17 千円	0.01ha
スズメ	水稲	22 千円	0.02ha
合計	合計	8,121千円	6.67ha

※四捨五入の関係で計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

◎近年、有害鳥獣の捕獲頭数は増加している傾向で、被害金額等については減少傾向にある。

○イノシシ

市内全域の山間部を中心に生息しており、水稲の生育期から収穫期にかけての食害や、稲の踏み倒し、他にも豆类や飼料作物、野菜、いも類等への食害も発生している。近年は荒廃農地の増加により鳥獣の生育環境がますます広がっている。また森林の荒廃に伴い平野部の農作物被害の拡大や人家周辺への出没も確認されている。

○シカ

主に牧園・横川・霧島地区に多く生息しており、水稲・飼料作物・野菜・いも類等への食害が発生している。また林業被害については、苗木の食害や樹木の皮剥ぎによる被害など多く発生している。近年は太陽光発電施設の開発等による森林の減少や荒廃農地や放任果樹の増加などによる生息域の拡大が重なり、ますます人里に出没してくることが懸念される。

○サル

横川・溝辺・福山地区を中心に果樹、野菜などへの被害が発生している。市街地での目撃も報告されており、今後、家庭菜園や人への被害が懸念される。

○タヌキ

主に山間部に生息しており、野菜、いも類等への被害が発生している。市街地でも被害が発生している。

○アナグマ

主に山間部に生息しており、果樹、飼料作物、野菜、いも類等への被害が発生している。市街地でも被害が発生している。

○アライグマ

過去に、霧島地区で発見されており、鶏への被害が確認されている。今後、生息数が増加すれば、農作物への被害拡大が懸念される。

○ノウサギ 主に野菜等、樹木関係では苗木の食害が多かったが、近年は被害の発生は見られない。
○カラス 市内全域に生息しており、野菜や果樹への被害のほか、市民生活への被害が発生している。
○ヒヨドリ 市内全域に生息しており、被害の程度としてはそれほど大きくはないが、野菜への被害が継続的に発生している。
○スズメ 市内全域に生息しており、水稻の出穂期以降に一部の地域で被害の報告があるが、市全体としてはそれほど大きくはない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位：千円/ha)

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
被害金額	イノシシ	5,318千円	イノシシ	4,520千円
	シカ	2,063千円	シカ	1,754千円
	サル	130千円	サル	111千円
	タヌキ	7千円	タヌキ	6千円
	アナグマ	69千円	アナグマ	59千円
	アライグマ	—円	アライグマ	—円
	ノウサギ	—円	ノウサギ	—円
	カラス	495千円	カラス	421千円
	ヒヨドリ	17千円	ヒヨドリ	14千円
	スズメ	22千円	スズメ	19千円
		合計	8,121千円	合計
被害面積	イノシシ	4.55ha	イノシシ	3.87ha
	シカ	1.90ha	シカ	1.62ha
	サル	0.07ha	サル	0.06ha
	タヌキ	0.00ha	タヌキ	0.00ha
	アナグマ	0.03ha	アナグマ	0.02ha
	アライグマ	—ha	アライグマ	—ha
	ノウサギ	—ha	ノウサギ	—ha
	カラス	0.08ha	カラス	0.07ha
	ヒヨドリ	0.01ha	ヒヨドリ	0.01ha

	スズメ	0.02ha	スズメ	0.01ha
	合計	6.67ha	合計	5.67ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①鳥獣被害を被った農家から依頼を受けた地元捕獲隊が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>《捕獲報奨費の交付実績》</p> <p>国庫事業 R3 : 15,826,400円 R4 : 15,851,400円 R5 : 17,666,400円</p> <p>市単独事業 R3 : 14,227,200円 R4 : 16,812,801円 R5 : 18,714,600円</p> <p>捕獲報奨費単価(市単独) イノシシ 8,000円/頭 シカ 8,000円/頭 サル 20,000円/頭 タヌキ 3,400円/頭 アナグマ 3,400円/頭 カラス 600円/羽</p> <p>②国の事業を活用し、箱罠等を導入 R3 : 生態調査用カメラ 2台 サル用囲い罠 1基 サル用箱罠 1基 R4 : デジタルテスター 5個</p>	<p>新規の捕獲従事者はわずかに増えつつあるも、捕獲隊員の平均年齢は64.3歳(R6年度時)と高齢化しており、依然として新規の捕獲従事者の確保が課題となっている。</p>

	箱罾(大型) 3基 箱罾(中型) 3基 箱罾(小型) 1基 箱罾(小動物用) 5基 R5:箱罾(大型) 3基 箱罾(中型) 1基 箱罾(サル用中型) 3基 箱罾(小型) 2基 箱罾(小動物用) 4基	
防護柵の設置等に関する取組	①国庫事業を活用し、侵入防止柵設置を実施。 R3:ワイヤーメッシュ柵 12,381m 電気柵 29,031m×2段 22,869m×4段 R4:ワイヤーメッシュ柵 13,272m 電気柵 16,489m×2段 13,769m×4段 R5:ワイヤーメッシュ柵 10,791m 電気柵 3,048m×4段 複合柵 1,240m×4段 ②市単独補助事業を活用し、電気柵設置を実施。 R3:電気柵 1,000m×2段 R4:電気柵 740m×4段 R5:電気柵 391.5m×2段 260.5m×4段	電気柵等による広域的な侵入防止柵が設置されているが高齢化に伴う荒廃農地の増加により今後の管理体制が懸念される。 農家等で荒廃農地や収穫残さ放置など集落環境整備の必要性について地域計画を中心に話し合い活動を行い、今後より広域的な侵入防止柵設置に取り組む必要がある。 また、侵入防止柵の設置効果など検証する必要がある。
生息環境管理その他	R3 ・鳥獣被害対策の周知 (広報誌2回・ラジオ2回)	複数の方法で鳥獣被害対策に関する知識や、個人、集落で行う寄せ付けない取組等について普

<p>の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの鳥獣被害対策研修会（県鳥獣被害対策アドバイザー派遣）に農家、関係機関等と参加 2回 R 4 ・鳥獣被害対策の周知 （広報誌2回、ラジオ2回） ・集落ぐるみの鳥獣被害対策研修会（県鳥獣被害対策アドバイザー派遣）に農家、関係機関等と参加 4回 R 5 ・鳥獣被害対策の周知 （広報誌2回、ラジオ2回） ・ニホンザルの習性と寄せ付けない対策（県鳥獣被害対策アドバイザー派遣）に農家、関係機関等と参加3回 <p style="text-align: center;">鳥獣被害の現地確認、事業説明会等の際には、市民に対し鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を実施。</p>	<p>及を実施しており、個人単位では対策を行う方が出ているが、集落単位ではなかなかできていないのが現状である。今後、集落単位の普及活動を強化することが必要である。</p>
------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>引き続き国の事業を活用しつつ、以下の取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適正な里山保全や荒廃農地などの集落環境整備等について、地域計画を中心に集落住民による話し合い活動の促進を図る。 ② 農家はもちろんのこと、一般市民に向けた被害防止対策の普及啓発を推進する。 ② 国や市の被害防止事業を広く周知し、荒廃農地の整備による緩衝地化

や収穫残さ放置の解消などの環境整備と併せて、事業実施による被害防止を図る。

- ④ 捕獲隊による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、捕獲隊の高齢化や隊員数の減少に対する措置として主にわなによる捕獲を実施すべく、農家等の免許取得などを支援する。
- ⑤ 平成24年度に設置した鳥獣被害対策実施隊と捕獲隊、関係機関との連携により、捕獲や被害防止対策を効果的に進める。
実施隊については、民間隊員の加入を検討する。
- ⑥ 近隣市町村と協力し広域的な被害軽減策を検討する。
- ⑦ 野生鳥獣の住処となる森林環境を再生・保全するための対策を講じる。
- ⑧ 捕獲隊員減少傾向の中、捕獲活動の効率化を図るため、捕獲アプリ等 ICT 機器の導入を検討する。
- ⑨ 鳥獣被害の出ている地域へは、捕獲の取組とあわせ、侵入防止柵設置による防除の取組を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○霧島市7地区捕獲隊 245人

【国分地区】 63人

【隼人地区】 29人

【溝辺地区】 36人

【横川地区】 34人

【牧園地区】 44人

【霧島地区】 20人

【福山地区】 19人

霧島市内各地区の猟友会員の中から、有害鳥獣捕獲従事者として選任された者が有害鳥獣の捕獲を行う。

○霧島市鳥獣被害対策実施隊 35人

(うち、狩猟免許保持者：5人)

実施隊員は市長が指名した市職員35人(R6.4時点)で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動を行っている。被害等が発生した場合は、捕獲隊と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

- 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、箱罟等を購入し管理、運用を行う。さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、市広報誌やラジオを通しての普及啓発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組などを行う。捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
R 8	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、箱罟等を購入し管理、運用を行う。さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、市広報誌やラジオを通しての普及啓発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組などを行う。捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
R 9	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとと

	ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	もに、箱罟等を購入し管理、運用を行う。さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、市広報誌やラジオを通しての普及啓発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組などを行う。捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
--	----------------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 捕獲実績は、令和3年度は1,143頭、令和4年度は1,872頭、令和5年度は2,304頭となっている。捕獲実績数と推計生息数を考慮して、年間捕獲計画頭数は3,100頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も3,100頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため、銃器、わなによる捕獲を市内全域で実施する。</p> <p>② シカ 捕獲実績は、令和3年度は1,000頭、令和4年度は1,100頭、令和5年度は1,356頭となっている。捕獲実績数と推計生息数を考慮して、年間捕獲計画頭数1,800頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,800頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため、銃器、わなによる捕獲を市内全域で実施する。</p> <p>③ サル 捕獲実績は、令和3年度は15頭、令和4年度は9頭、令和5年度は27頭となっている。横川・溝辺・福山地区で被害が目立ち、個別による捕獲に加えて囲いわなを設置して大規模な捕獲に努める。また、爆竹等による山への追払いで被害の軽減に努める。年間捕獲計画頭数は100頭とする。</p> <p>④ タヌキ 捕獲実績は、令和3年度は78頭、令和4年度は190頭、令和5年度は215頭となっている。捕獲実績頭数も増えていることから今後の捕獲計画数も600頭とし、わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。</p> <p>⑤ アナグマ 捕獲実績は、令和3年度は503頭、令和4年度は528頭、令和5年度は658頭となっている。年間捕獲計画数を1,000頭としており、捕獲依頼が増加傾向で、捕獲実績頭数も増えていることから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。</p>

⑥ アライグマ

過去に、霧島地区で発見されたが、どこの地域にどれほど生息しているか不明であるため、年間捕獲計画頭数は20頭とする

⑦ ノウサギ

令和3年～令和5年は捕獲実績がないが、今後被害発生も危惧されることから、年間捕獲計画数を100頭羽とする。わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。

⑧ カラス

捕獲実績は、令和3年度は7羽、令和4年度は17羽、令和5年度は22羽となっている。被害は減少傾向にあるものの、捕獲数は増加傾向にあり、今後被害発生も危惧されることから、年間捕獲計画数を500羽とする。銃器、捕獲箱により市内全域で捕獲活動を実施する。

⑨ ヒヨドリ

被害件数が年によって異なるが毎年被害があることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

⑩ スズメ

被害件数が横ばい傾向にあることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	3,100	3,100	3,100
シカ	1,800	1,800	1,800
サル	100	100	100
タヌキ	600	600	600
アナグマ	1,200	1,200	1,200
アライグマ	20	20	20
ノウサギ	100	100	100
カラス	500	500	500
ヒヨドリ	300	300	300
スズメ	300	300	300

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

実施時期は4月1日～3月31日で年間を通して行っている。特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）では、くくりわな、箱わな等による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ シカ サル	【国庫事業】 電気柵12km （2段イノシシ用 4 km） （4段シカ用 8 km） ワイヤメッシュ柵19km 複合柵 1 km	【国庫事業】 電気柵12km （2段イノシシ用 4 km） （4段シカ用 8 km） ワイヤメッシュ柵10km 複合柵 1 km	【国庫事業】 電気柵12km （2段イノシシ用 4 km） （4段シカ用 8 km） ワイヤメッシュ柵10km 複合柵 1 km

	【市単独事業】 電気柵1km	【市単独事業】 電気柵1km	【市単独事業】 電気柵1km
--	-------------------	-------------------	-------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R7年度	R8年度	R9年度
イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	今後侵入防止柵を整備する地区、既に整備している地区について、草払い、管理道の確保、地際の補強等の必要な指導、助言及び設置後の被害調査を実施する。	今後侵入防止柵を整備する地区、既に整備している地区について、草払い、管理道の確保、地際の補強等の必要な指導や助言及び設置後の被害調査を実施する。	今後侵入防止柵を整備する地区、既に整備している地区について、草払い、管理道の確保、地際の補強等の必要な指導、助言及び設置後の被害調査を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確認、事業説明会等において実施する。 また被害が出た際にも迅速に対応ができるよう、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。
R8	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確認、事業説明会等において実施する。 また被害が出た際にも迅速に対応ができるよ

	アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	う、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。
R 9	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確認、事業説明会等において実施する。 また被害が出た際にも迅速に対応ができるよう、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

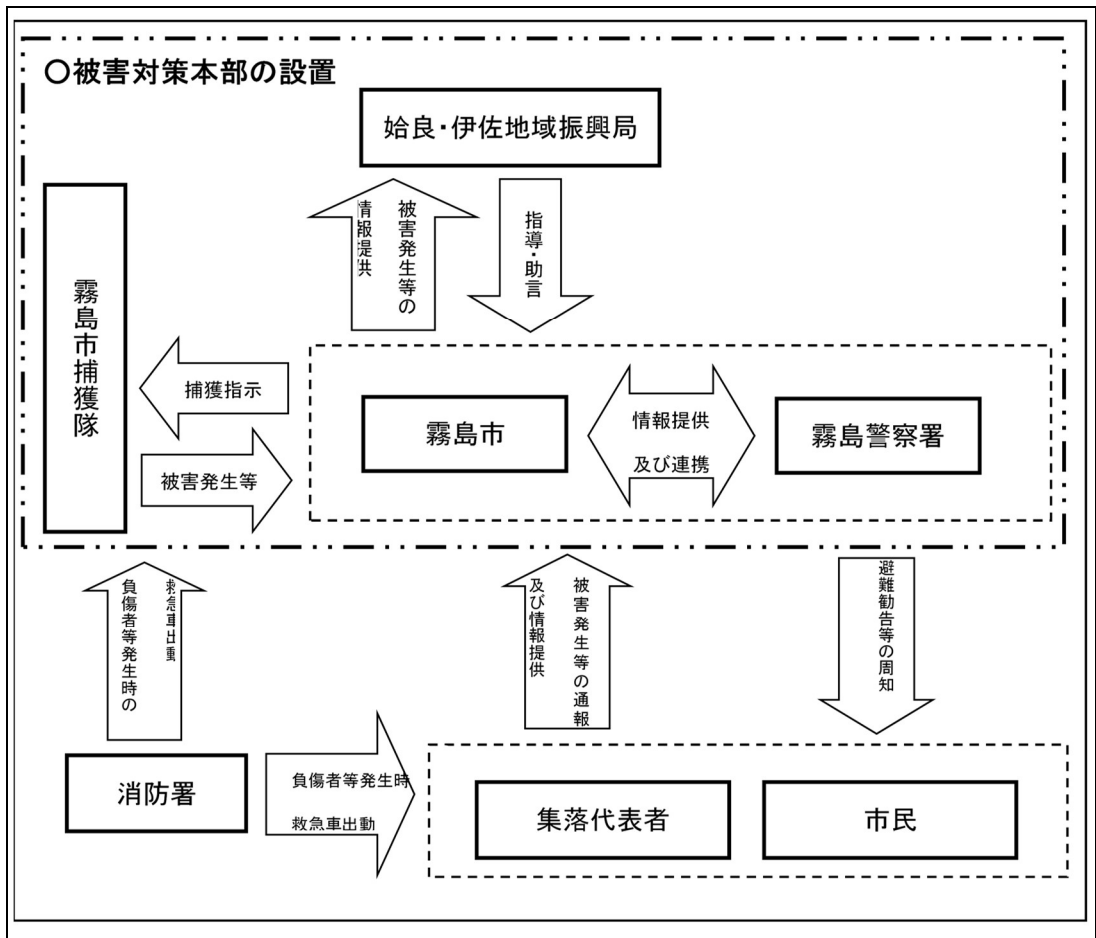
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策本部の設置 ・人的被害等の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
始良・伊佐地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言 ・広域での被害防止対策の調整及び協力体制の構築
霧島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の市への情報提供
霧島市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等発生時の救急車の出動
霧島市有害鳥獣捕獲隊 (獵友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島警察と捕獲隊の補助
集落代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報

	提供
--	----

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、有害鳥獣捕獲指示書に基づいて適正に処理する。
(焼却、埋没、食用等)

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	霧島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
霧島市（農政畜産課）	事務局を担当し、協議会に関する情報収集、提供及び被害防止技術指導、情報提供を行う。
あいら農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止及び営農（技術）指導、情報提供を行う。
鹿児島県農業共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
始良東部森林組合 始良西部森林組合 北始良森林組合	山林での被害状況の把握及び情報提供を行う。
環境省えびの管理官事務所	捕獲等実施に対する自然保護の立場からの助言を行う。
霧島市捕獲隊（国分地区捕獲	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施

隊・隼人地区捕獲隊・溝辺地区捕獲隊・横川地区捕獲隊・牧園地区捕獲隊・霧島地区捕獲隊・福山地区捕獲隊)	・施策に対する現場からの助言を行う。
始良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術指導及び情報提供を行う。
霧島警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導を行う。
一般財団法人 鹿児島県環境技術協会	環境面の現状報告、里山保全や集落環境整備等の助言を行う。
霧島市自治公民館連絡協議会	各集落からの意見・連絡調整行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成24年10月1日 構成：市職員35人（うち狩猟免許保持者5人） 活動内容：被害調査、捕獲活動、追い払い、柵の点検など その他：民間隊員の入隊については、先進地や近隣市町の状況をみながら隊員の活動内容や人数、予算措置などを調査研究しながら検討していきたい。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町と連携し、情報交換等を行う。また、始良・伊佐地域振興局とも連携して情報交換や現地検討会などを通して被害防止対策の強化についてさらに努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画策定経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度 (1 期)	平成 22 年 4 月 1 日
平成 24 年度 (2 期)	平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年度 (3 期)	平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年度 (4 期)	平成 31 年 4 月 1 日
令和 3 年度 (5 期)	令和 4 年 4 月 1 日
令和 6 年度 (6 期)	令和 7 年 4 月 1 日